

# 都道府県・市区町村に対する寄附金の控除額の計算方法

※ 寄附者の方は寄附先の都道府県・市区町村の名称と寄附金額を記載した申告書を提出すればよく、実際に以下の計算を行っていただく必要はありません。

- ① 都道府県・市区町村に対する寄附金(※)から5,000円を引きます。

(※)総所得金額等(サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額)の30%が限度

- ② ①で求めた額に10%を乗じます  
・・・[住民税の基本控除]

- ③ 所得税の税額軽減額(理論値)を求めます。

[夫婦子2人のサラリーマンの場合の所得税の控除率]

年収 概ね600万円まで・・・ 5%  
概ね780万円まで・・・ 10%  
概ね1,200万円まで・・・20%  
概ね1,430万円まで・・・23%  
概ね2,380万円まで・・・33%  
概ね2,380万円超・・・ 40%

- ④ 90%から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。

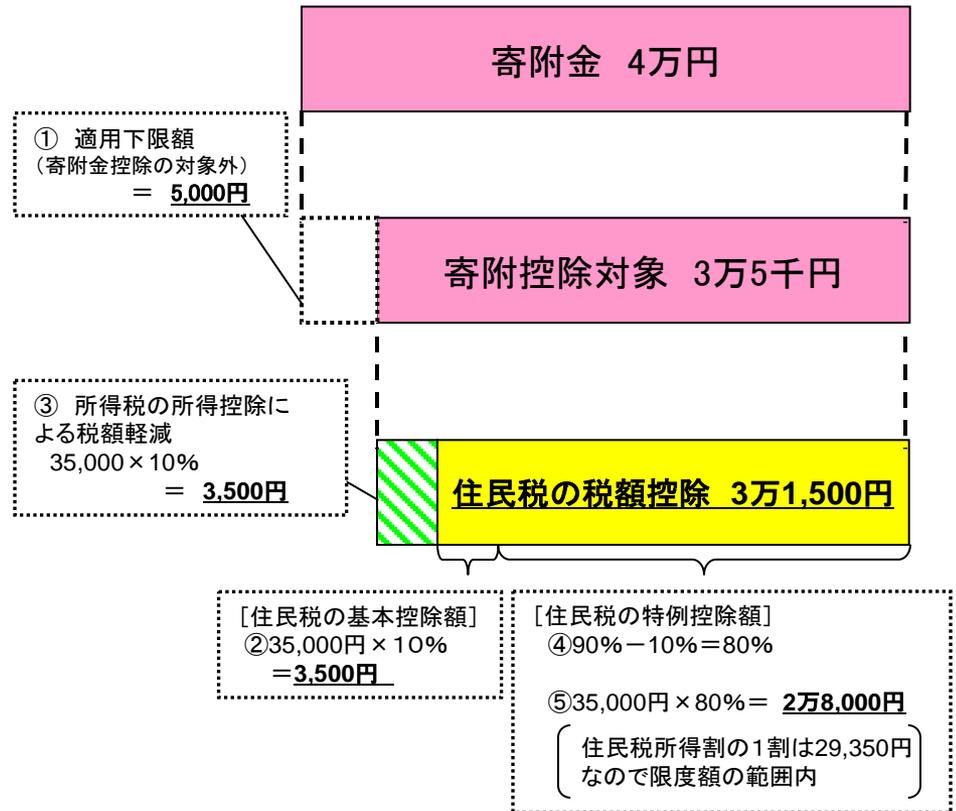
- ⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じます。  
・・・[住民税の特例控除]

⑤の額は住民税所得割の1割が限度

住民税の控除額 = ② + ⑤

## 給与収入700万円で夫婦子2人のケースの計算例

[ ・所得税の限界税率10% ・住民税所得割額 293,500円 ]



※上記は、平成21年中に支出した寄附金についての計算例です。  
なお、所得税においては、平成22年中に支出する寄附金より適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられています。